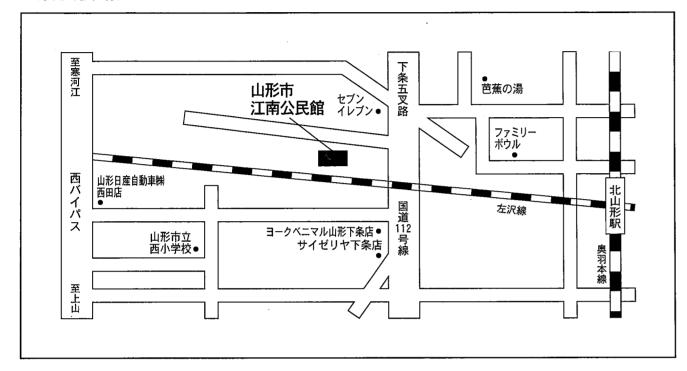
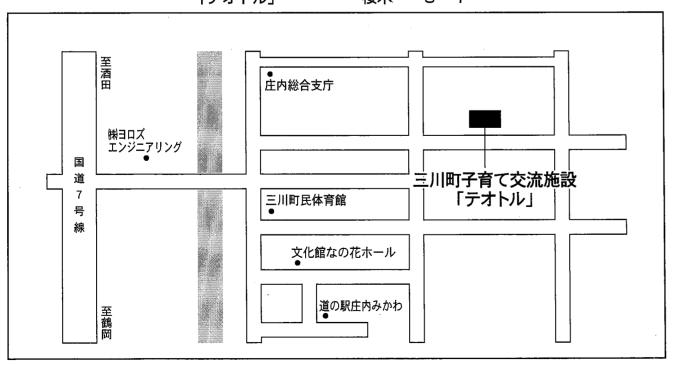
クリーニング師研修会場及び業務従事者講習会場

(村山会場) 山形市江南公民館 山形市江南 1-1-27 TEL 023-684-4428



(**庄内会場**) 三川町子育て交流施設 三川町大字押切新田字 TEL 0235-64-8310 桜木 8-1



令和6年度クリーニング師研修 及び業務従事者講習実施要領

(公財)山形県生活衛生営業指導センター

1 趣 旨

近年の繊維製品の素材の多様化、クリーニング技術の高度化等に伴い、クリーニング師及び 業務従事者に、より高度の知識及び技術が要求されていることからクリーニング師及び業務従 事者の資質の向上、知識の習得及び技能の向上を図ることを目的として、研修及び講習が義務 づけられております。

2 実施機関

研修及び講習は、山形県知事が指定した(公財)全国生活衛生営業指導センターの委託を受けて、(公財)山形県生活衛生営業指導センターが行います。

3 受講対象者

(1) クリーニング師の研修

令和4年度及び令和5年度の研修修了者以外は必ず受講してください。

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、<u>業務に従事した後1年以内</u>に研修を受け、<u>その後は3年を超えない期間ごと</u>に、研修を受けなければなりません。(義務です。) また、営業者は、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、研修を受ける 機会を与えなければならないことになっています。

(2) 業務従事者に対する講習

営業者は、クリーニング所<u>開設後1年以内</u>に、そのクリーニング所の衛生管理を行う者として、従事者数の5分の1(端数を生ずる場合は切上げ、5名以下の場合は人数にかかわらず1名)の者を選び、講習を受けさせ、<u>その後は3年を超えない期間ごと</u>に、同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせなければなりません。(義務です。)

ただし、同じクリーニング所(店舗)において、クリーニング師がクリーニング師研修を 受講している場合は、クリーニング師1名につき業務従事者5名分の講習を受講したものと みなされます。

また、従事者数には、臨時雇用、季節雇用等の者が含まれますが、専ら事務的業務等に従 事する者は除かれます。

なお、<u>取次店は、個々に1クリーニング所として扱われます</u>ので、営業者は取次店ごとに それぞれ少なくとも1名を、受講させなければならないことになります。

4 クリーニング師研修日程

	日 時	会	場	申込締切日
村山会場	11月6日(水) 13:30~	山形市江南公民館(4階 山形市江南1-1-27 TEL 023-684-4428		10月8日(火)
庄内会場	11月13日休) 13:00~	三川町子育て交流施設 三川町大字押切新田字桜 TEL 0235-64-8310	• •	10月15日(火)

5 クリーニング業務従事者講習日程

	日 時	会	場	申込締切日
村山会場	11月7日(木) 13:30~	山形市江南公民館(4階 山形市江南1-1-27 TEL 023-684-4428		10月8日(火)
庄内会場	11月14日(木) 13:00~	三川町子育て交流施設 三川町大字押切新田字桜 TEL 0235-64-831(10月15日(火)

6 科 目

	———— 研		修		科			目	
繊	維	B	<u></u>	Ţ	繊	ŕ	隹	製	品
洗	Ì	翟	į	物	0,)	処	:	理
洗	濯物	の	受	取、	保	管	及で	びら	渡
衛	生	法	規	及	び	公	衆	衛	生
レ			ポ			_			ト

7 受 講 料

研修受講料 5,000円 (クリーニング師の方) 講習受講料 4,500円 (業務従事者の方)

8 受講手続

(1) 申込方法

クリーニング師の研修及び業務従事者の講習については、営業者又は本人が同封の申込書 に必要事項を記入し、申込締切日までに下記へ送付してください。

(申込用紙が不足していた場合は、指導センターへ請求してください)

〒990-0033 山形市諏訪町 2-1-60 (公財)山形県生活衛生営業指導センター あて TEL (023) 623-4323

FAX (023) 623-4323

(2) 受講料の払い込み

申込書の送付と同時に、同封の郵便振替払込用紙により、郵便局へ払い込んでください。 ※振込手数料は指導センターで負担します。

口座番号 02470-5-15364 加入者名 (公財)山形県生活衛生営業指導センター

9 その他の事項

- (1) 申込書を受付けしますと、申込者に受講票等を送付します。
- (2) 受講票を会場受付へ提示してください。テキストは会場にて配付します。
- (3) 研修及び講習の修了者に対し、修了証書並びにステッカーを交付します。
- (4) 指定会場で都合の悪い方は、他の会場においても受講できます。
- (5) 受講申込後、急用や発熱等体調不良等の都合により研修又は講習を欠席された場合は受講料を返金しますが、入金・返金時の振込手数料は差し引かせていただきますので、御承知願います。
- (6) 新型コロナウイルス感染症への対処について
 - ・発熱、咳、咽頭痛などの症状のある方の入場はお断りいたします。
 - ・入場の際には、手指の消毒(アルコール消毒液等は会場に設置)または手洗いの実施をお 願いします。
 - ・当研修・講習を実施する会場については、例年に比べかなり広い場所を確保しています。
 - ・感染の拡大等により、万が一、当実施要領の内容を見直す場合は、当指導センターから申 込者に連絡いたします。
- (7) その他不明な点については、下記の指導センターへお問合わせください。

(公財)山形県生活衛生営業指導センター TEL 023-623-4323 FAX 023-634-6290